

平成18年第3回士別市議会定例会会議録(第1号)

平成18年9月5日(火曜日)

午前10時00分開会

午前11時56分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 報告第11号 出資団体の経営状況報告について

日程第 3 議案第85号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第86号 士別市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第87号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第88号 士別市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第89号 財産の取得について

日程第 6 議案第90号 市道路線の認定について

日程第 7 議案第91号 損害賠償の額を定め和解することについて

日程第 8 議案第92号 平成18年度士別市一般会計補正予算(第3号)

議案第93号 平成18年度士別市診療施設特別会計補正予算(第2号)

議案第94号 平成18年度士別市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 9 議案第95号 平成18年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第96号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

散会宣告

出席議員(21名)

| | | | | |
|-----|-----|-------|-----|--------|
| 副議長 | 1番 | 山居忠彰君 | 2番 | 北口雄幸君 |
| | 3番 | 伊藤隆雄君 | 4番 | 井上久嗣君 |
| | 5番 | 丹正臣君 | 6番 | 粥川章君 |
| | 7番 | 小池浩美君 | 8番 | 柿崎由美子君 |
| | 10番 | 足利光治君 | 11番 | 遠山昭二君 |

| | | | |
|----------|-------|-----|--------|
| 12番 | 岡崎治夫君 | 13番 | 谷口隆徳君 |
| 14番 | 山田道行君 | 15番 | 田宮正秋君 |
| 16番 | 斉藤昇君 | 17番 | 池田亨君 |
| 18番 | 牧野勇司君 | 19番 | 菅原清一郎君 |
| 20番 | 中村稔君 | 21番 | 神田壽昭君 |
| 議長 22番 | 岡田久俊君 | | |
| 欠席議員(1名) | | | |
| 9番 | 平野洋一君 | | |

出席説明員

| | | | |
|------------------|--------|----------------------------|--------|
| 市長 | 田効子進君 | 助役 | 相山愼二君 |
| 助役 | 瀧上敬司君 | 総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長 | 吉田博行君 |
| 市民部長 | 安川登志男君 | 保健福祉部長 | 杉本正人君 |
| 経済部長 | 佐々木幸二君 | 建設水道部長 | 遠藤恵男君 |
| 朝日総合支所長 | 城守正廣君 | 総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長 | 石川誠君 |
| 財政課長 | 三好信之君 | | |
| 市立土別総合 病院事務局長 | 藤森和明君 | | |
| 教育委員会 会長 | 佐々木正雄君 | 教育委員会 会長 | 朝日保君 |
| 教育委員会 教育部長 | 佐々木文和君 | | |
| 農業委員会 会長 | 松川英一君 | 農業委員会 事務局局長 | 石川通広君 |
| 監査委員 | 三原紘隆君 | 監査委員 事務局局長 | 横山日出夫君 |

事務局出席者

議 会 事 務 局 長
議 會 事 務 局 幹 事
議 會 事 務 局 幹 事
議 會 事 務 局 幹 事

辻 本 幸 慈 君
近 藤 康 弘 君
岩 端 聖 子 君

議 會 事 務 局 長
議 會 事 務 局 幹 事
議 會 事 務 局 幹 事
議 會 事 務 局 幹 事

藤 田 功 君
浅 利 知 充 君

(午前10時00分開会)

議長(岡田久俊君) 平成18年第3回定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は21名であります。定足数を超過しておりますので、議会は成立いたしました。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) 本定例会の会議録署名議員には、8番 柿崎由美子議員、10番 足利光治議員、11番 遠山昭二議員を指名いたします。

議長(岡田久俊君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。9番 平野洋一議員から欠席の届け出がありません。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第11号 出資団体の経営状況報告について(株式会社土別開発公社)

議案第85号 土別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第86号 土別市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第87号 土別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第88号 土別市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第89号 財産の取得について

議案第90号 市道路線の認定について

議案第91号 損害賠償の額を定め和解することについて

議案第92号 平成18年度土別市一般会計補正予算(第3号)

議案第93号 平成18年度土別市診療施設特別会計補正予算(第2号)

議案第94号 平成18年度土別市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第95号 平成18年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第96号 平成18年度土別市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

認定第1号 平成17年度土別市水道事業会計決算認定について

認定第2号 平成17年度市立土別総合病院事業会計決算認定について

2. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査結果報告 4、5、6月分

3. 意見書の処理結果は次のとおりである。

| 議決年月日 | 件名 | 提出年月日 | 提出先 |
|---------|---|---------|--|
| 18.6.23 | 多寄郵便局、上士別郵便局、温根別郵便局の外務事務を士別郵便局に統合する計画に反対する意見書について | 18.6.23 | 内閣総理大臣 総務大臣 |
| " | 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書について | " | 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣 |
| " | 教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担制度を堅持することを求める意見書について | " | 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 衆議院議長 参議院議長 |
| " | 自治体財政の充実・強化を求める意見書について | " | 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣 (金融・経済財政政策) |
| " | 若者の雇用対策の抜本的強化を求める意見書について | " | 内閣総理大臣 厚生労働大臣 |
| " | 道路整備に関する意見書について | " | 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 国土交通大臣 衆議院議長 参議院議長 |

4. 陳情等については次のとおりである。

(1) 各種期成会の中央関係省庁等への要望

イ. 期 日 平成18年7月13日から7月14日

ロ. 要 望 先 各関係大臣、各関係省庁及び地元選出国會議員

ハ. 参 加 者 岡田議長、関係市町村長及び議長

ニ. 要 望 事 項
 ・天塩川治水促進について
 ・北海道縦貫自動車道「士別剣淵～名寄間」の建設促進について

5. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市 長 田 菰 子 進 助 役 相 山 愼 二

| | | | |
|-----------------------------|---------|--------------------------------------|---------|
| 助 役 | 瀧 上 敬 司 | 総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長 | 吉 田 博 行 |
| 市 民 部 長 | 安 川 登志男 | 保健福祉部長 | 杉 本 正 人 |
| 経 済 部 長 | 佐々木 幸 二 | 建設水道部長 | 遠 藤 惠 男 |
| 朝日総合支所長 | 城 守 正 廣 | 市立土別総合 病院事務局 長 | 藤 森 和 明 |
| 企画振興室長 | 鈴 木 久 典 | 市民部次長兼 環境生活課 長 | 有 馬 芳 孝 |
| 保健福祉部次長 兼福祉課 長 | 宮 沢 勝 己 | コスモス苑所長 兼コスモス デイサービス センター所長 | 岡 本 利 紀 |
| 経済部次長兼 農林振興課 長 | 相 山 佳 則 | 建設水道部次長 兼管理課 長 | 稲 澤 要 |
| 朝日総合支所 次長兼 経済建設課 長 | 大 内 孝 司 | 市立土別総合 病院事務局次長 兼総務課 長 | 谷 口 春 三 |
| 総務部 参 事 | 石 川 敏 | 企 画 課 長 | 林 浩 二 |
| 総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課 長 | 石 川 誠 | 財 政 課 長 | 三 好 信 之 |
| 市 民 課 長 | 池 田 文 紀 | 税 務 課 長 | 伊 藤 暁 |
| 介護保険課長兼 地域包括支援 センター所長 | 西 崎 貞 一 | 児 童 家 庭 課 長 | 上 野 暉 |
| 保 健 福 祉 センター所長 | 岡 強 志 | 桜丘荘所長 兼桜丘デ イサービス センター所長 | 神 田 裕 教 |
| 商 工 労 働 観 光 課 長 | 織 田 勝 | 建 築 課 長 | 土 岐 浩 二 |
| 土 木 課 長 | 上 西 康 友 | 施 設 維 持 センター所長 | 野 口 和 幸 |
| 上下水道課長 | 佐々木 辰 彦 | 地 域 振 興 課 長 (併)選挙管理 委員会選挙課 長 | 川 越 一 男 |
| 住民生活課長 | 深 川 雅 宏 | 保 健 福 祉 課 長 | 川 村 慶 輔 |
| 市立土別総合 病院医事課 長 | 山 本 良 文 | 上 下 水 道 課 主 幹 | 黒 澤 宣 明 |
| 教 育 委 員 会 長 | 佐々木 正 雄 | 教 育 委 員 会 長 職務代理者 | 穴 田 一 男 |

| | | | |
|--|------|---|-------|
| 教育委員会 教育委員 | 朝日保 | 教育委員会 教育部 | 佐々木文和 |
| 教育委員会 教育部次長 兼学校教育部 長 | 辻正信 | 教育委員会 教育部次長 兼生涯学習課 兼生涯学習情 報センター所 長 | 鈴木隆夫 |
| 教育委員会 兼地域教育課 兼朝日山村研 修センター所 兼朝日農業者 センター館長 兼トレーニング センター館長 | 林広志 | 教育委員会 兼スポーツ課 兼総合体育館 兼青少年会館 長 | 富田強 |
| 教育委員会 文化振興課長 兼朝日公民館 兼あさひサン イズホール館 長 | 西條和則 | 教育委員会 兼中央公民館 兼市民文化館 兼センター館 長 | 石川宇多夫 |
| 教育委員会 兼博物館長 兼公会堂展示 館長 | 岡田成治 | 教育委員会 兼図書館長 | 斉藤春茂 |
| 教育委員会 兼つくも青少 年の家所長 | 高取淳一 | 教育委員会 兼学校給食中 心センター所 長 | 真木郁夫 |
| 農業委員会 会長 | 松川英一 | 農業委員会 兼会長職務代 理者 | 平進 |
| 農業委員会 兼事務局局長 | 石川通広 | 農業委員会 兼総務課長 | 田中敏宏 |
| 監査委員会 委員長 | 三原紘隆 | 監査委員会 兼事務局局長 | 横山日出夫 |
| 監査委員 兼監査課長 | 中山忠 | | |

6. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

| | | | |
|-----------------|------|-----------------|------|
| 議会事務局 局長 | 辻本幸慈 | 議会事務局 兼総務課長 | 藤田功 |
| 議会事務局 兼総務課主幹 | 近藤康弘 | 議会事務局 兼総務課主査 | 浅利知充 |
| 議会事務局 兼総務課主事 | 岩端聖子 | | |

以上報告する。

平成18年9月5日

士別市議会議長 岡田久俊

議長（岡田久俊君） 議事に入る前に、市長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。田苅子市長。

市長（田苅子進君）（登壇） お許しをいただきましたので、当面する諸般の行政報告をいた

します。

まず、農業関係についてであります。本年は融雪期以降、気温が低目に経過したこと、あるいは日照不足による農作物への生育に影響が心配されてきたところではありますが、7月以降は穏やかな天候に恵まれたため、農作物の生育全体としては順調に推移をいたしたところでもあります。

主な作物について申し上げますと、水稻につきましては移植作業のおくれはありましたものの、8月に入りまして気温が高目に経過したことから、開花及び登熟は順調に推移し、8月31日に実施した不稔調査におきましても、昨年並みの発生歩合となったところであり、収量も平年並みが期待できる状況にあります。

次に、畑作物では、小麦につきましては既に収穫作業を終えておりますが、7月中旬からの高温に加え、収穫期においても降雨の影響を受けることがなかったため、品質、収量は平年並みが見込まれる状況にあり、現在1等麦を中心に乾燥調整が行われているところであります。

豆類につきましては、8月に入ってから好天により生育は順調で、大豆は平年並み、小豆は着莢数が多い状況となっております。またバレイショにつきましては生育が順調に進み、既にわせ種の収穫が始まっており、収量、品質とも平年並みが見込まれております。てん菜につきましては、草丈は平年より短く葉数はやや少ないものの、根部肥大は順調で、現在糖分蓄積期にありますことから、収量、糖度とも平年並みが見込まれる状況にあります。さらにタマネギにつきましても茎葉の倒伏、球肥大も順調に進み、現在収穫作業中ではありますが、平年以上の収量を期待しているところであります。

このように7月以降の好天により、全体として平年並みの作柄が見込まれる状況にありますが、今後におきましても気象状況に基づく的確な栽培管理はもとより、農作業等の安全対策も含めまして、関係機関とも十分連携を図りながら農家経営の安定に努めてまいりたいと存じます。

次に、市立病院の今後の診療体制についてであります。市立病院は、この地方の基幹病院として、医療体制の充実を図りながら安心して受診できる病院づくりに努めておりますが、医療を取り巻く環境は依然として厳しく、特に医師確保の問題には大変苦慮しているところであります。

このような中で、市立病院では関係大学病院から医師の派遣を受け診療を行っておりますが、医師の臨床研修の必修化、国立大学の独立法人化などにより、大学病院においても医師不足となる状況にあり、特に小児科医師の不足は過酷な労働条件も加わって、深刻な状態となっております。

このため、旭川医科大学病院では、小児科の診療を明年4月からこの地区のセンター病院である名寄市立総合病院に集約化させ、市立病院においては平日の9時から17時までの外来診療のみとするいわゆるサテライト化構想が、7月大学側から示されたところでもあります。申し上げるまでもなく、小児科診療は乳幼児から中学生までを診療しており、夜間や休日の診療もあることから、大学病院に対して改めて医師の継続派遣を要請してきたところではありますが、医師不足の状況からも、常勤医の継続派遣は大変難しいとの回答があったところでもあります。こうした医師不足の状況を考慮しますと、このサテライト化もやむを得ないものと判断いたしま

すが、当面は通院や入院のつき添い時に対する交通の便の確保等の課題が生じますので、これらにつきましては今後十分検討してまいりたいと存じます。

また、土日や祝日の日中の診療の可能性や救急搬送時の対応などにつきましては、今後センター病院や消防署と協議を重ね、住民の皆さんが安心して診療が受けられるように努めてまいりたいと存じます。

次に、内科医師の確保についてであります。かねてから登録しておりました医師紹介業者からの紹介により、一般内科の医師1名が10月から着任することが内定したところであります。この医師は糖尿病を専門としており、着任後は院内に専門外来を設けるとともに、糖尿病教室等を開催することとして、市民の疾病予防に努めてまいりたいと存じます。

次に、北海道縦貫自動車道の建設についてであります。これまで、抜本の見直し区間となっておりました土別名寄間24キロメートルのうち、多寄町付近までの12キロメートルが新直轄方式により着工が決定したところでありますが、さる8月6日には、管内選出の国会議員や道議会議員を初め、北海道副知事、沿線の市町村長や議長など数多くの関係者が列席する中、旭川開発建設部の主催により、土別剣淵インターチェンジから土別市多寄町間の本格着工に向けた中心くい打ち式が挙行されたところであります。

その後、引き続き、高速自動車国道旭川名寄間建設促進期成会主催のもとに、高速道路建設促進交流会を開催いたしましたところでありますが、道北圏域における高速道路のネットワークの整備は、物流、観光などの地域間交流や高次医療機関への円滑な救急搬送等においても不可欠な課題でありますので、地権者を初め関係者の御理解を賜り、一日も早い本格着工を期待するとともに、未着工区間となっております多寄町から名寄市までの12キロメートルの一日も早い事業決定に向け、今後とも国土交通省など関係機関に対し要請活動を行ってまいりたいと存じます。

次に、土別市内の高校再編についてであります。本年8月1日、北海道教育委員会は、平成19年度の公立高校適正配置計画を発表し、土別高校と土別商業高校を統合再編し新設高校を設置することが正式に決定されたところであります。このことにつきましては、昨年12月に道教委から具体的な統合再編の説明を受けて以来、議会や新聞報道を通じて逐次経過を報告させていただいたところでありますが、このたびの発表により統合が正式に決定されたことに伴い、伝統ある両校の歴史にピリオドが打たれることに対し、まことに残念な気持ちでいっぱいあります。今回の両校の統合再編により19年4月から土別高校は募集停止となり、新設高校は土別商業高校校舎を使用し、1学年普通科4間口・総合ビジネス科1間口の計5間口、200人の定員で募集を行うことになっており、また土別高校は20年3月をもって閉校となり、同時に3学年については新設高校へ編入する計画となっております。

このため、これから受験をする中学生や在校生に対し新しい高校の全体像をいち早く示すことが大切なことから、本年4月に両高校の全教職員で組織する新設高校設置拡大検討委員会が設置され、校名・制服・校歌や教育課程等の検討を行っておりますが、新しい校名も近々道教

委で決定をして発表されるものとお聞きしておりますし、この新設高校が土別商業高校校舎を使用いたしますことから、生徒数、教員数の増加に伴う校舎の増築工事や駐輪場、駐車場の整備を、19年度中に実施されると伺っております。

近年の少子化が進む中で、道教委は平成20年以降の、新しい高校教育に関する指針の素案も発表しており、1学年3学級以下の高校は原則統廃合等再編の対象とするとした方針も盛り込まれ、地方における高校教育を取り巻く情勢はますます厳しい状況となってきましたが、本市に新しく誕生する新設高校の新たな歴史がスタートすることになりますことから、今後とも生徒数の安定した確保はもとより、新設高校の発展に市を挙げて努力をしてまいりたいと考えております。

次に、市内小中学校の化学物質濃度測定についてであります。平成16年度に行った化学物質測定に関する委託業者の測定誤りから、18年2月に対象6校の再測定を実施いたしましたところ、いずれも基準値以内の測定結果となりましたが、ホルムアルデヒドにつきましては、夏期に測定することが望ましいとされていることから、18年度に当初から予定をしていた7校に加え、計13校の測定を7月8日から23日にかけて実施したところであります。

その結果、土別小学校音楽室と南中学校特別教室において、基準値を超えるホルムアルデヒドの濃度が測定されたことにより、直ちに学校へ通知をし、該当教室の使用を禁止するとともに、学校環境衛生対策会議及び庁内で組織するシックハウス対策会議を開催し、対応策について協議をする一方で、保護者、報道機関へも通知をいたしましたところであります。

その後、該当教室の換気の励行に努めながら7月28日に検知管による測定を行い、8月8日から9日にかけて標準法による再測定を実施いたしました。その測定結果が18日に報告され、土別小学校の音楽教室につきましては再度基準値を超えたことから、同日に学校環境衛生対策会議を開くとともに、シックハウス対策会議と連携を図り、この音楽教室の使用を引き続き中止し、当分の間換気を続けながら9月中旬頃に再測定をすることとしたところであります。今後におきましても、基準値を超えた土別小学校、南中学校の2校と基準値以内であっても2分の1を超えた学校については、児童・生徒の健康で安全な学習環境の確保のため、来年度も再測定を実施する考えであります。

次に、公共工事の執行状況について申し上げます。本年度の工事発注総額につきましては、平成17年度補正予算分なども含め31億7,500万円、152件の発注を予定しておりましたが、8月末現在で112件、発注工事費ベースで、予定の9割を超える約29億3,000万円の工事について発注を終え、その平均落札率は94.84%となっているところであります。今後予定している主な工事は、もみじ団地改修工事、朝日上土別南1号線道路改良工事、東大通舗装新設工事のほか下水道新設工事などがありますが、これらにつきましても順次発注をいたしてまいりたいと存じます。

本年は天候にも恵まれ、土木工事につきましては順調に工事が進捗しておりますし、土別中学校屋内体育館改築工事につきましても年内に完成し、3学期からの使用に向けて工事が進め

られているところであり、糸魚小学校改築工事、北部団地建てかえ工事などの2ヵ年事業で実施をしている大型建築工事についても、本年度実施分の工事について予定どおり工事が進められているところであります。

以上を申し上げまして、当面する諸般の行政報告とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの10日間と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月14日までの10日間と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、報告第11号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第11号 出資団体の経営状況報告について、地方自治法243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、出資団体であります株式会社土別開発公社の第47事業年度、平成17年6月1日から平成18年5月31日までの経営状況、及び出資金の運用状況並びに第48事業年度の事業計画についてであります。

その概要であります。まず、第47事業年度の損益につきましては、経常的な収入としてビル賃貸料ほかで445万6,000円、これに要しました費用が445万5,000円となり、当期末欠損金につきましては1,122万5,000円となった次第であります。また、市からの短期借入金につきましては、当期におきまして200万円を返済し、3,500万円の残高となっております。なお、本市の出資金につきましては、平成18年3月に市以外の団体、個人利用者分を取得し、発行済み株式20,000株のすべてを市が所有することとしたところであり、出資金は本事業資金として適正に運営されているところであります。

次に、平成18年6月1日から平成19年5月31日までの第48事業年度の事業計画であります。現在、公社が所有いたします駅前ビルの店舗、事務所の賃貸業務及び維持管理が当該年度の事業であります。予算につきましては、通常年度の収益といたしまして、ビル賃貸料などで443万3,000円、これに要します費用といたしまして、一般管理費支払利息などで433万3,000円、差し引き10万円の当期利益を見込んだところであります。公社におきましては、駅前ビル1、2階の賃貸を主な業務としており、現在1階部分につきましては8件すべて入居されておりますが、2階につきましては団体等の退去に伴い7室のうち6室が空いている状況であり、賃貸

料収入の減少要因となっております。現在の市内経済の情勢から見ましても、今後入居状況が好転することは難しい状況にありますが、可能な限り入居を促進するとともに、経費の節減等に努めるなど、今後とも公社の健全な経営に向けて努力してまいります。

以上を申し上げまして、株式会社土別開発公社の経営状況の報告といたします。（降壇）
議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第11号は、報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、議案第85号 土別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第85号 土別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

市立病院の医師確保につきましてはさまざまな努力をいたしておりますが、平成16年度から開始されました医師の臨床研修制度等の影響もあり、医師の確保が年々困難な状況になってきております。このことから、医師の給与について本条例中の医療職給料表を改正し、医師免許取得後の経験年数及び就学年数を60歳まで換算できる給与体系とし、医師の定着化を進めるとともに、医師の採用に当たっても、広く人材を求めることができるよう改めようとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第4、議案第86号 土別市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第87号 土別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療

費の助成に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第88号 士別市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第86号 士別市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第87号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第88号 士別市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、一括してその概要を御説明申し上げます。

初めに、士別市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、並びに士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本改正は、健康保険法の一部改正により療養病床に入院する者の標準的な負担の見直しが行われ、食材料費のほかに居住費が新設されたことに伴い、条例中の標準負担額の文言を改めるものであり、あわせて障害者自立支援法の施行により、道が制定する北海道医療給付事業要綱の一部改正が行われ、里親に委託されている里子については医療費助成の対象外とされたことから、本条例の助成対象者から除くこととする改正を行うものであります。なお、この対象外となります里子につきましては、児童福祉法により児童相談所から医療費助成が行われることとなっております。

次に、士別市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。同様に健康保険法の一部改正に伴い、標準負担額の文言を改めますとともに、老人保健法施行令の一部改正に伴い、現役並みの所得を有する高齢者の自己負担が2割から3割に変更されるため、本条例中の高齢者の自己負担を3割に改めようとするものであります。なお、この条例に基づく老人医療費の助成につきましては、老人保健法に基づく制度とは異なり、市の独自施策として昭和14年7月31日以前に生まれた70歳までの市民を対象として実施しているものであり、今回の改正により自己負担増加の影響を受ける対象者は、現在のところ見込まれないところであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） 今回の条例改正は、子供たちでありますとか障害を持つ方々、あるいは高齢者の方々に対する負担増を求める格差のある社会をより一層勢いづける、そういう改定だと言わなければなりません。そこでですね、改正の具体的な現行と改正されたらどのくらいの負担が増えるのだというようなことも含めて、士別市民の負担が現行と比べてどの程度増えるかと試算されているのか、その点をお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 池田市民課長。

市民課長（池田文紀君） お答えをいたします。

今回の制度改正につきましては、市長の説明にもありましたけれども、具体的な条例に關しての負担増ということは見込まれません。これはですね、乳幼児と重度、あるいはひとり親に關しましては、字句の読みかえでございます。実態的な部分での変更はございません。それから老人医療費につきましては、対象者が、先ほども申し上げましたけれども、70歳以前の方々でありまして、所得要件等がありますので、それらの方々については影響ございません。一般に今回の全体的な医療費制度改正について影響があると言われるのは、70歳以上の高齢者でありますとか、老人医療の対象者の方々については、現役世代並みの所得のある方については一部負担増になりますけれども、今回の条例改正にかかわっては、その対象者につきましては具体的な影響は見込まれないという状況でございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 市の方でお出しになった資料でございますよね、これの資料の読み方というのは、どういうふうにしたらいいのですか。現行とそれから改正後、こういうふうになるのだという資料をお出しになったけれども、この資料の説明をちょっとしていただけますか。

議長（岡田久俊君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） お送りした資料のことだと思いますけれども、乳幼児と重度等に關しましては、乳幼児に關しましては、これはですね、従来の負担というか、これはあくまでも療養病床に入っている方が対象でございます、療養病床に入っている方の食事、これは介護もそうなのですが、食事代とかというのが今までは負担をしていたのですけれども、制度改革によりまして、考え方が居住費もかかるだろう、光熱費なんかもかかるだろうということで、その負担もするよということで変わったわけです。それで、言い方として食費と光熱費を含めたものが生活療養標準負担額というような言い方になりまして、ただ食費相当分だけを払う方々もいらっしゃる、これは食事療養標準負担額というような言葉の言いかえが出てまいりました。

それで、乳幼児の医療の關係に關しましては、これは従来標準負担額と書いてあったものが食事療養標準負担額ということですから、中身は変わっていません。文言の変更だけあります。

それから、重度それからひとり親に關しましては、標準負担額というのは従来の食事の分だけですから、対象者によりまして食事分だけの方もいらっしゃいますし、居住費を含む方もいらっしゃいますので、そういうことでの文言の変更でございます。ですから、生活療養費ということで期待される方については一部負担が出てまいります。それにつきましては、おおむね標準世帯で月1万円程度となっておりますが、低所得者層については軽減措置がありまして、一番低い層については居住費は取らないという制度にもなっております。

それから老人医療の關係ですが、これについては所得要件がございますので、そこに入っている方々というのは、現状その道老と言われる制度ですけれども、この中の方についてはいわゆるもともと所得要件はまっていますので、医療制度改革でいう2割から3割になるという所

得要件の方よりも低い方々ですので、現実にはないのですが、例えばたまたま世帯で考えますので、そこの世帯に新たに同居する方として高額の所得者が入ってきたというような場合には適用もありますが、現実的にはほぼないということで、現状ではない見込みということになっております。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 私がその聞いているのはね、皆さん方がお出しになった後で送ってきた資料でございますよね、そこで現行とそれから改正後、例えば現役並みの所得者で言えば現行780円だけれども、改正後は1,380円プラス320円とかと、こうなっていますよね、ここの読み方というのは、だからこういう資料が送られてくると、こんだけ上がるんだと、単純に思うっていう、私なんかはですよ、だからこういう資料がどういう意図で送られてきて、この表の読み方、これをもっと詳しく説明していただきたい。

議長（岡田久俊君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） 申しわけありません。これ、食費及び居住費の日額の標準負担額という資料だと思います。これ、国で厚生省が出した資料でありますけれども、これは医療制度改革にかかわって、今回の改正というより全般的に医療制度改革の中で出てきたいわゆる標準負担額についての資料でありまして、従来は食費相当ということで、一般でありますと780円、この表でいいますと現役並みで780円というようなことで負担をしていたものが、改正後になりますと、これが1,380円プラス320円、320円というのは居住費になりますけれども、そういうことで負担が増えるということであります。資料としておつけをしたのですが、そういう面がいいますと、今回の条例改正と直接影響ないという意味では、ちょっと資料としては適切ではなかったのかなと今思いますけれども、市としては、本来こういうものなのということもありましたので、つけさせていただいたのですが、本来の医療制度改革の中ではそういうふうになっています。ただ今回の条例の部分で言いますと、直接的な影響を受ける方は少ないということであります。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号、議案第87号及び議案第88号の3案件は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第5、議案第89号 財産の取得についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第89号 財産の取得について、

その概要を御説明申し上げます。

取得いたします財産につきましては、建設機械整備事業により購入いたします除雪トラックでありまして、8月21日に指名競争入札に付した結果、北海道いすゞ自動車株式会社旭川支店が新車購入価格3,494万4,000円、昨年度まで使用いたしました昭和63年式の除雪トラックの下取り価格42万円との差額3,452万4,000円をもって落札し、当日付で車両交換仮契約を締結したところであります。この財産の取得に当たり、土別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める次第であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第6、議案第90号 市道路線の認定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第90号 市道路線の認定について、その概要を御説明申し上げます。

今回、市道路線として認定いたそうとする水郷公園仲通りにつきましては、これまで用途指定財産として財務省から無償で貸付を受け、つくも水郷公園内の道路として利用してきたところでありますが、このたび道路敷地として無償譲与を受けたことに伴い、新たに市道路線として認定いたそうとするものであります。なお、今回の認定に伴い、市道の路線総数は719路線、総延長は約857キロメートルとなるものであります。

以上、市道路線の認定について道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第7、議案第91号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第91号 損害賠償の額を定め和解することについて、その概要を御説明申し上げます。

本案件は、昭和49年11月12日、市立土別総合病院において胃摘出手術を行った際に、誤って止血用ガーゼを体内に置き忘れ、相手方に損害を与えた医療事故に関する損害賠償であり、このたび相手方との話し合いが合意に達し、これに対する賠償金として255万円を支払うために示談書を取り交わそうとするもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める次第であります。

なお、この賠償金の支出につきましては、病院事業会計内で予算を流用して医業外費用賠償金から処理をいたそうとするものであります。どうかよろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） 昭和49年といいますから、もう30年以上経過しているわけですね、このたびわかったというのだけれども、どういうふうにして認定をされたのか。市立病院なのだという根拠はどういうふうにして、これはやっぱり市立病院に責任があるなというふうに判断されたのかということ。それから、30年もたっていれば保険はきかないかとも思うのだけれども、これらは保険の適用なんかにはならないものなのかどうかということ、この点、いかがでしょう。

議長（岡田久俊君） 谷口市立病院事務局次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） まず、相手方との認定についてでございますけれども、まず手術日の関係でございます。相手方、 さんでございますけれども、当時ですね、昭和49年11月といいますと、たまたま土別の市議会議員の選挙がございました。そのときに さんは市立病院へ入院をしていたというようなことで、その投票にも深く関心があったということでございました。それで病院から私は選挙事務所の方へ電話をかけたということを鮮明に覚えていらっしゃいました。そのようなことで、それから約3日ほどして手術を行ったということで、手術日は昭和49年11月12日、火曜日に行ったということで特定をしたわけでございます。それと執刀した医師につきましては、もとの市立病院の院長でございます。固有名詞は避けたいと思いますが、そのことについては鮮明に執刀医については覚えていらっしゃいました。そのようなことで、当市立病院で行ったことには間違いはないということで判断をしております。院長も4月26日、旭川医大から実はこの件について連絡を受けたわけでありまして

ども、すぐ医大の方に出向きですね、謝罪を行ったということで、今回こういうような損害賠償を行ったという経過でございます。

なお、保険の制度でございますけれども、当然、三十数年を経過しておりますので、カルテ等もございません。そのようなことで、今回ただいま保険会社の方と交渉しておりますが、全額についてはてん補は難しいけれども、そのように病院でやったことが特定できるのであれば、少しでもてん補したいということで、保険のことについてはですね、今後病院といたしましても継続的に協議をしていきたいということでございます。金額については、まだ未定でございますので、この場で発表できる段階ではございません。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 本人が執刀した日は鮮明に覚えている、そういう認定をされたのはいいと思うのだけれども、見つかった経過といえますか、どういうふうにして見つかって、そしてガーゼといえますか、それはもう摘出をされて、そういったものも病院の方へ持ってきたのか、土別の病院で見つかったのかね、その辺の経過と証拠品というものがやはり市立病院の中にきちんと持ち込まれて、これは市立病院で行った手術の結果なんだというようなこともきちっとしたのかということと、あとは示談するのだから問題は起きないと思うのだけれども、今後これらについては一切問題がないというふうにきちんとした確信を持って提案をしているのかどうか、この点も再度聞いておきたいと思えます。

議長（岡田久俊君） 谷口次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） まず、相手方の方でありますけれども、今年の2月体調不調を訴えまして、市内の開業医の方に行っていらっしゃいます。それでお腹の中に何かがあるというようなことで、当時市内の医院から旭川赤十字病院の方に、まず受診を勧められております。その中でも結果はわからなかったというようなことで、旭川医科大学病院を紹介されて、3月の8日に医大の方に訪れております。旭川医大の方でも一カ月ほど経過をいたしましても、実はどのようなものであるかというのはなかなか判断できなかったというような状況でありますけれども、実は4月の半ばになりまして、やはり腫瘤があるということで、開腹手術をしてそれを摘出しようということで、実は4月14日に手術を実施しております。

その後、病理検査を普通行いますので、その結果が出たのが4月26日でございます。早速旭川医大の方から当病院の院長に連絡が来まして、すぐ病院の院長も相手方の方に訪れましてですね、謝罪を行ったわけでございます。その病理検査の結果ですね、写真等を院長も見せていただきました結果、やはりガーゼらしきものがあるというようなことでございます。それで、病院といたしましても、それらの資料については、院長も現在写真等はいただいておりますが、院長も見たい目の中で判断をしたということでございますし、今回この賠償金を支出するに当たりましては、旭川医大の執刀医の方に、胃の部分にそういうような開腹手術をした跡があったか、また、開腹をした当時ですね、胃の状況はどのようになっていたか、胃の3分の2を摘出しているということでございますから、かなりの状況で、やはり見たい目の中ではですね、

わかるのではないかというようなことで、そのような照会をしたわけでありますけれども、実際には検分はできないけれども、胃カメラ等によって切った跡については判断できるというようなことで、担当医からのそういう所見もいただいておりますので、このことについて相手方がこの病院で執刀したことには間違いはないということで判断をいたして、今回賠償金を支出するというようなことにいたしましたところでございます。

それと、相手方の交渉につきましては、4月26日以降過去10回にわたり上士別のほうの家に
出向きですね、交渉したところでございます。これで、この金額をもってですね、最終決着と
いうようなことで、今後一切争いごとは起こさないということで確認をしてきたところでござ
います。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第8、議案第92号 平成18年度士別市一般会計補正予算（第3号）、議案第93号 平成18年度士別市診療施設特別会計補正予算（第2号）及び議案第94号 平成18年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第92号 平成18年度士別市一般会計補正予算（第3号）、議案第93号 平成18年度士別市診療施設特別会計補正予算（第2号）及び議案第94号 平成18年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、士別軌道に委託しておりますバスの運行委託料のほか、除雪対策費など当面措置を要するものについて所要の補正をいたそうとするもので、以下その主なる内容について順次御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入歳出予算についてであります。歳出予算に追加をいたしますのは、総務費で士別軌道に運行を委託しております市町村生活バス路線、武徳線ほか4路線、並びに川西南沢線の予約制乗合バス概算委託費として、合わせて3,240万円を計上し、民生費では士別市総合福祉センターの暖房配管の老朽化により一部個別暖房方式に切りかえることを含めた工事費で、843万2,000円、社会福祉法人朝日福祉会が事業主体となって平成20年度に予定しております特別養護老人ホーム朝日美土里ハイツの20床増床に対して、今年度は基本設計費に対する補助金として200万円を計上するとともに、障害者自立支援法の施行に伴い、本年10月か

ら知的障害者及び精神障害者に対して成年後見制度利用支援事業が実施されることから、後見人に対する報酬、判断能力の鑑定費用などで28万3,000円のほか、介護保険法の改正により、平成18年4月から、地域包括支援センターにおいて高齢者の生活機能、心身機能等を把握し、必要な予防治療を実施するため介護予防ケアプランの作成が必要となったことから、この作成管理システムの導入経費402万円など、合わせて1,501万8,000円を計上いたしました。

次に衛生費では、診療施設特別会計に対する繰出金71万5,000円を計上したほか、予防接種法の一部改正により、平成18年6月2日から、5歳以上7歳未満の児童に対する就学前の麻疹、風疹の混合ワクチン予防接種が追加されたことから、これに要する経費142万8,000円、保健師の出産休暇及び退職に伴う代替保健師に要する経費276万7,000円を計上し、介護保険法の改正により要支援、要介護になる可能性のある高齢者を把握し介護予防を実施するため、65歳以上の高齢者を対象に、基本健康診査に生活機能評価を取り入れた介護予防健康検診を実施する経費として61万2,000円を計上するとともに、本年4月1日からの診療報酬改定により、医療のリハビリ算定日数に上限が設けられたことから、医療のリハビリを受けられなくなる高齢者に対して、機能訓練を実施するための経費48万8,000円のほか、今年4月から医療費の内訳について個別の費用ごとに区分をして記載した領収書の交付が義務づけられましたが、6カ月の猶予期間が経過することから、これらに対応するため、朝日歯科診療所に医科用コンピュータシステムを整備することとし、このリース代金37万2,000円など、合わせて638万2,000円を計上いたしました。

次に、農林水産業費では、今年度実施している士別産羊肉ブランド化飼育確立事業について北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業を活用し、市民向け試食会、道外キャンペーンの実施、うまみ成分の分析などを行い、より一層の綿羊を活用した地域活性化活動の展開を図るため100万円を追加計上したほか、士別地区林業センターのボイラー修理費として46万2,000円を計上いたしました。

次に、商工費では、上士別町に炭酸カルシウム飼料造粒工場を増設した北海道農材工業株式会社に対し、企業立地促進条例に基づく事業所設置補助金1,000万円を計上したほか、商店街の景観統一を図るため中央通りに電飾看板を設置する中央会に対し、中小企業振興条例に基づく高度化事業助成金42万7,000円を計上し、土木費では、除雪延長、士別地区486.1キロメートル、朝日地区63.5キロメートル、合わせて549.6キロメートルの除雪対策費3億489万1,000円を計上したところであります。

次に、教育費では、昭和56年以前の旧耐震法により建設された小中学校10校のうち、耐震優先度調査未実施の8校について建物コンクリートの強度試験費106万1,000円を計上したほか、社会教育費では、寄附によります図書購入費20万円及び文化センターの備品購入費23万3,000円を計上いたし、博物館においては温水ボイラーが破損し使用不能となったことから、この取りかえ工事として417万円を計上したほか、学校給食センターにおける長期勤続の臨時調理師退職に伴う退職報償金92万3,000円など、教育費で合わせて658万7,000円を計上いたしました。

次に災害復旧費では、本年5月10日から11日にかけて気温上昇及び降雨による融雪災害により、朝日甲1線道路が被災したところでありますが、国の補助災害の対象となったことから、この復旧工事費として363万4,000円を計上いたしたところであります。なお、これらに要する財源といたしましては、国道支出金など特定財源のほか、地方交付税及び繰越金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、債務負担行為の追加につきましては、武徳線ほか4路線に係る市町村生活バス路線及び川西南沢線の予約制乗合バスの運行委託のための措置を講じたほか、企業立地促進条例に基づく助成措置について、3カ年で助成をいたすための措置を講ずるものであります。

次に、診療施設特別会計についてであります。朝日歯科診療所と同様に、医療費内訳を明示した領収書の交付に対応するため、上土別医院の医科用コンピュータシステムのリース代金とエックス線画像記録装置更新のリース代金、合わせて71万5,000円を計上いたしたところであり、これらの財源については一般会計繰入金をもって収支の均衡を図るとともに、介護保険事業特別事業会計につきましては、認知症高齢者の成年後見人制度を利用に対する支援費として28万3,000円を計上したほか、平成17年度の保険給付費の確定により、給付費に充てるべき介護保険料に余剰が生じたため、これを積み立てる基金積立金として1,376万8,000円のほか、17年度介護給付費の確定に伴い超過交付となっておりました国庫負担金等の返還金3,236万1,000円を計上したところであり、一般会計繰入金及び繰越金をもって収支の均衡を図った次第であります。

以上、今回の補正の概要について御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 一般会計補正の方で、民生費の社会福祉費、福祉総務費についてお聞きしたいと思います。その総合福祉センターの暖房の設備改修についてお聞きしたいのですが、今市長の御説明で、一部個別暖房へ切りかえるというお話がありましたけれども、あそこは今は、かつてはのぞみ園が入っていましたし、その後にはゆらなどが入って、結構全体的に活用されていたと思うのですが、今は空き部屋が多いのではないかと思います。それでまず一つはですね、その暖房設備の中身ですね、どのような改修工事、どの程度のことをするのかということと、もう一つは、今それぞれの部屋が細かく区切られた部屋などがあるのですが、全体的にどのように活用されているのかということ。それに関連してですね、空いている部屋が私はあると思うのですが、こういうような空いている部屋も含めて、全体として市民還元できるような合理的なセンター全体の使われ方というのを考えてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（岡田久俊君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） まず、1点目の改修の中身ということでございます。今回暖房設

備の配管の老朽化ということでございまして、いわゆる事務室から北側につきましては配管の取りかえ改修を行いまして、従前同様集中暖房で行いたい。一方、事務室から北側につきましては、使用頻度の少ない部屋もございまして、失礼しました、南側でございます。南側につきましては、使用頻度の少ない部屋、さらには昨今燃料費の高騰といった状況もございまして、FF式の暖房、個別暖房で対処をしていきたいということで考えてございまして、それから、活用の状況でございますが、北側につきましては老人クラブの交流事業等が主でございます。それから、南側につきましては、生きがいデイサービス、それから新予防給付いわゆる、失礼しました介護予防給付のハイリスク高齢者のための事業として使っている状況でございます。それから今後の活用ということでございまして、現在空いている部屋につきましては、和室が2室、それからそのほかに3室ということで、おおよそ物置等を除いて5部屋ほど空いている状況でございます。以前につきましては子育てサポートむっくりというようなことで、平成14年から18年まで使用して、現在いぶきの方に移転をしている。それからのぞみ園が平成13年の12月まで使用しておりまして、それ以後ピュアランドはぐくみの方に併設移転をしたということで、現在5つの空き部屋ということでございまして、この総合福祉センターの設置目的といたしましては、高齢者とか母子家庭等、さらには身体障害者、知的障害者等の福祉のためにということの設置目的がございまして、その使用範囲におきましてもこれらを含めて、更には福祉活動を目的とするものということでございまして、そういったことで要望があればどんどん貸し出しをしたいということでございまして。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） では、特に市としては今の空いているところを含めて全体的にどうこうするという考えは全然ないのですね。

議長（岡田久俊君） 西崎課長。

介護保険課長（西崎貞一君） 現時点での考え方は特にございません。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。牧野勇司議員。

18番（牧野勇司君） 同じく衛生費の中のリハビリ支援事業について、一、二点お伺いをしたいと思います。

4月1日の診療報酬の改定によって、患者の療養状況に問わず、例えば脳血栓を初めとする脳血管疾患等々については最長180日リハビリ、あるいは運動器については150日ということで打ち切られるということでありまして、今回補正予算を組んでそれら今度はずれる方についてどう市として支援を講じるかという補正予算であります。これについては前回の6月議会で私もそうでありまして、柿崎議員からも同趣旨の質問がなされたところであります。それでいよいよ9月末をもって180日になるとわけでございますけれども、この補正予算の関係で、6月段階では私の質問に、160人の現在リハビリ受診者がいるという答弁であったわけですが、今回機能訓練室を活用する該当される人数についてどの程度の人数を把握されているのか、それとこの機能訓練についてどのような形で、ここには看護師と機能訓練指導料ということで予算

載っていますけれども、週にどのくらい、何時間くらいこれらの支援が実際行われるのか、この点についてお知らせ願いたいと思います。

議長（岡田久俊君） 岡保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） お答えいたします。

まず初めに、この事業の対象者の数でございますけれども、医療によるリハビリを受けられなくなった脳血管疾患の市民の方の自主訓練を支えるという意味で考えておりまして、7月の時点で市立病院に通院されている患者で該当になる市民の方で申しますと、脳血管疾患の方が36名となっております。また、運動器疾患の方も19名いらっしゃいますが、運動器の方につきましては、ヘルニアや関節炎などの方で低周波治療やホットパックによる物理療法を受けておりますので、訓練機器を利用したりリハビリの該当になる方は少ないものと予想されております。したがってですね、対象になる方はおおむね40名程度と予測しております。このリハビリの内容についてでございますけれども、保健福祉センターの訓練機器を利用しまして、理学療法士の指導による自主訓練とし、対象になる方の利用につきましては週1回を予定しております。その実施体制でございますけれども、市立病院から派遣の理学療法士1名、さらに臨時看護師1名の2名体制で、週に2回午前中に実施し、午前中1回に20名程度の利用を考えております。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 牧野議員。

18番（牧野勇司君） それとですね、老健施設として士別のボヌール士別があるわけですが、ここでは通所リハビリ、つまりデイケアを実際行われているということで、6月に私も実際にケアマネージャーに連絡させていただいたのでありますけれども、当時は月曜日から土曜日まで1日40人、そして月900人、これについてはですね、これ以上超えた場合、介護報酬が3割程度カットされると、まあこういうお話でありました。当時の6月時点では、例えば180日で打ち切りになったとしてもですね、予防の給付に該当する受け入れ段階が不可能であるというお話だったわけでありまして、この制度が10月からスタートするというところで、当時ケアマネージャーについていえば、秋からボヌール士別でもこういった方々を受け入れできるようなそういう対応も検討していきたいというお話だったのであります。それらについては市の方でどういうふうに押さえているのでしょうか。

議長（岡田久俊君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） 現在40名ということで介護給付の方が実施されておりまして、週6日間でいきますと延べ240名ということでございます。ボヌール士別におきましては、介護保険制度は4月に改正されたことに伴いまして、要支援1、あるいは2の方々を対象といたしまして、いわゆる介護予防、通所リハビリテーションということの事業を1日3時間から4時間の時間提供ということで、定員19名で、これも同じく月曜日から土曜日までということで6日間、週延べ人員にいたしますと114名ということで、これらを10月1日から受け入れるべく施設の改修を行っているところでございます。この10月からこれらの事業の開始を目指して

おりますことから、要介護者の通所リハビリテーション40名も合わせまして、今後利用が可能になってくるということで考えております。以上です。

議長（岡田久俊君） 牧野議員。

18番（牧野勇司君） 介護予防の通所リハビリがボヌール士別に設けられるということについてはですね、これは朗報だと思いますね。それでそういった方々を40名振り分けながら対応していくのだというようなお話であります。そこで、そこに局長はいらっしゃいませんけれども、病院の局長にお伺いしたいのだけれども、リハビリが上限180日あるいは150日ということ打ち切られることによって、市立病院を利用されているですね、受診者が相当減るのではないかと想像するわけですね。それで、1年間ですね、概数で結構であります。どの程度減少され、あるいは医業収益にどの程度の影響が生じるように押さえているのか、その点お知らせください。

議長（岡田久俊君） 藤森市立病院事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） お答えを申し上げます。

今言いましたように、この10月から脳血管のそういう方は対象外となるということで、4月時点である程度試算をしておりますけれども、現実には、今外来で1日60名前後ぐらいの方がリハビリに通っているという状況にあります。しかし、今回それに該当する方が6割以上にはなるのではないかと考えておりますので、そうするとですね、実際午前中外来にリハビリに通う方というのは30前後ということですので、非常にまあそういう形の中では患者が大幅に、午後は入院患者ですので、これは期間がもともとそういう長期間ではないですから、それは該当はいたしますけれども、それにしても、そういう形で大きく患者数も減るということになってですね、実はちょっとした試算でありますけれども、3月段階でこういう状況がそのまま進むということで試算をいたしましたらですね、年間約1,500万円ほど実は減収になるだろうというような試算をしているところであります。

議長（岡田久俊君） 牧野議員。

18番（牧野勇司君） この問題については、全国の医師だとかあるいは患者等々からですね、国に対して白紙撤回を求めて、相当な陳情もなされている現状であります。ですから、こういう法律がどう今後改正されていくのかという問題はありますけれども、今局長のお話ですと、およそ概数で1,500万円ぐらいの減少になる。あの決算書を見ると、病院の医療部門では理学療法士等々を含めてですね、あるいは作業療法士、その他の職員で8名いらっしゃいますね。1,500万円となると単純計算でいっても、2人分ぐらいは収入減になるわけですね。ですから今後このリハビリ部門についてこういった余剰労働力といいますが、これにどう対応していくかということについてはですね、これは病院の健全化計画案も出てこようと思いますから、そういう段階でしっかりと見させていただこうとは思っているけれども、ただ市の福祉政策として、一方では、この要支援1、2になった方々というのは要介護1だった方も多分にいらっしゃるわけですね、ということで、今日までの介護サービスがかなり低下をしているという方も相当

数いるわけでありまして。一方では、ボヌール士別が努力していただいて、19名のデイケアを受け入れる態勢ができる。一方では、公共福祉センターの機能訓練室を利用していただいてここで支援策を講じていく。ただこの支援策については、もちろん介護保険にも該当しませんから、もちろん市で持ちながらそこに受診される方も利用される方も無料という、こういうことなのだと思っておりますが、私はやはりこういう受け皿というのをですね、これはコスモス苑になるのか、あるいは桜丘荘になるのか、それは別にしても、そういった医療技術者をきちっと配置しながら市としても予防給付のサービスをですね、提供できるようなそういう体制というのは必要でないかと、こういうふうに思うのでありますが、その点の考え方をお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君） 今リハビリの支援事業につきまして御答弁申し上げたとおりですね、この10月から改正していこうと今進めているわけでありまして。今後のそれらの方向ということになるかと思っておりますけれども、今御説明申し上げましたように、ボヌール士別の方ですね、15名からの予防通所リハビリテーションをやっていただけたということで、大変私どもも期待をいたしているところであります。当面はですね、ボヌール士別の通所の利用をいただく中で、私どももこの支援事業を継続していこうということを今考えているところでありますけれども、将来的には国における介護保険制度の見直し、さらに今ご意見にございましたように、医師や患者らが制限の白紙撤回を求めるのに44万人からの署名活動を行っていることもございまして、今後これが医療保険制度の動向を十分見きわめる中でリハビリの支援に対応してまいりたいというように考えているところであります。

そこで、私どもの行政としての桜丘荘及びコスモス苑等々の今後の取り組みでございますけれども、理学療法士等の有資格者、これらの確保いかんによっては体制をどのように整えていくかということもありますけれども、このことによって、私どもの今の通所のデイサービスにリハビリテーションのサービスの受け入れを今後私ども検討してまいらなければならないというふうに、今考えております。

議長（岡田久俊君） 菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君） 13款の災害復旧費についてお尋ねをしたいと思います。

このたび朝日甲1線道路災害ということで補正予算が計上されておりますが、その被害内容やら広報等々、また復旧の予定をお聞かせいただきたいと思います。あわせてお願いという形にしたいのですが、通常の建設工事に関してはある程度予測をしていますし、当初予算から計上されているということがありますが、災害等々についてはやはりもう少し具体的にですね、我々にも情報として提示をしていただければと思いますが、この機会にお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 遠藤建設部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） 災害復旧事業の関係の中身についてお答えをしたいと思います。まずあの被災場所でありますけれども、朝日愛別道路線から5.2キロメートル奥に入った地点ということで、現状がですね、幅員3メートルの道路で横にペンケヌカナップ川というのがあ

りまして、先ほど市長の提案説明にもありましたけれども、5月の10日から11日までの融雪水あるいは降雨によって路肩が3メートルあるところが約2メートルぐらい流れてしまった。そういうことで通行不能になったということで延長としてはですね、23メートルになるわけですがけれども、これを災害申請ということで、融雪際の道路災害ということで申請をいたしましてですね、認められたということでございます。

その復旧内容ですけれども、道路ののり面の復旧ということでコンクリートブロックの練り積み。コンクリートブロックの復旧方法には空積み、練り積みというのがあるのですが、コンクリートに入ったがっちりしたやつという練り積みということで、先ほど言いました延長23メートルに対して面積で74平方メートルということで復旧をしていくという中身でございます。

情報の関係でありますけれども、なかなか災害復旧ということで突発的な事故の内容を、事故と言いますか災害の中身についてですね、なかなか災害復旧でこうなりましたというのが、一応は予算が通った時点でお知らせをするということになっておりますので、今回の補正予算を組んだ中でですね、こういうことができましたということは報道等に載ると思いますけれども、事前にですね、こういう災害があつてですね、細かい内容についての情報というのはできる範囲でやっていきたいとは思いますが、なかなか難しい部分もあると思っておりますので、御理解をいただきたいとそうように考えております。

議長（岡田久俊君） 菅原議員。

19番（菅原清一郎君） わかりました。それで、8月にも相当数雨が集中的に局地的に降っている場合もあるわけではありますが、今の状況でですね、例えばその地域でそういう災害申請になるような物件があったかどうかだけ確認をしておきたいのですが。

議長（岡田久俊君） 遠藤部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） 8月にですね、局地的に大雨ということで警戒と申しますが、緊張したところもありましたけれども、今回は幸いにしてと申しますが、そういう大雨、異常降雨による災害はないという状況でございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） 民生費の朝日の特養美土里ハイツの増床に関連して若干質問をしておきたいと思っております。一つは、今基本設計が出されるわけですね、この後は実施設計というふうになってくるかと思うのだけれども、市と美土里ハイツの関係と申しますが、これは基本設計から実施設計から建設費についても合併特例債を初めとして道の補助金だとか、まるきり市が予算上では丸抱えをしていくわけですね。そうしますと、この美土里ハイツに対する責任と申しますが、経営責任でありますとか、それから市がどうかかわっていくのかという問題がございますよね、この辺はまずどういうふうにお考えになっているのか、お聞かせください。

議長（岡田久俊君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） 行政のかかわりということでの御質問でございますが、今回の

増床におきましては、福祉政策の中で合併協議にもものった中で朝日美土里ハイツの増床というような形の中で事業が取り組まれているところでございます。この計画が立ち上がりました段階で行政と朝日福祉会とのかかわりでございますけれども、これにつきましては事業展開をどうしていくか、それから経営内容等についてどうなるかということと十分打ち合わせをして、今日まで来ているとこととでございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） それでですね、市が口出しといたしますかね、決算内容でありますとか、そういうのも全部打ち合わせをしているというのだけれども、現在の経営内容、経常収支の状況、それから20床増えることによって経常収支はどうなっていくのかという点はどういうふうに把握されているのかということ。それから美土里ハイツでは、デイサービスなどリハビリの関係なんか介護サービスにかかわる部分では、どの程度の介護サービス事業が行われているのか、この点ちょっとお知らせください。

議長（岡田久俊君） 城守総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） デイサービス等の利用状況については後ほどお答えをしたいと思います。まず増床にかかわる経営の関係についてお答えをしたいと思います。現在30床という形の中で経営をされておりますが、今回の20床の増床に伴いまして50床という形になるわけですが、30床の場合は、御承知のように介護報酬が小規模加算ということで単価が高くなっております。これが50床になりますと一般的な単価になるということで、20人が増床になった段階で即20人分が増収になるという形にはなりません。一応20床増床になった段階での収入状況ですけれども、介護保険収入で年間約4,100万円、利用者負担金ということで2,800万円、合わせまして年間6,900万円程度の増収になります。これに伴いまして支出の方なんですけれども、当然増床になりますと介護職員の増員等も図らなければならない、それから施設の維持管理費も出てくるというような中で、そういったものの支出を引きますと、開業しまして翌年でございますけれども、年間900万円程度の収益が出るということで試算をいたしております。現在30床で運営してまいりますと現状で500万円程度の収益ということでございますが、20床が増えることによって、先ほど申し上げましたように単価の違いがあるということで20床増えた段階でも、実質的な年間400万円程度の増収、収益というのでしょうか、そういったものにつながるということでございまして、経営的にはこういった増床することによって、30床から比べますと安定的な経営が図られるということで押さえてございます。

議長（岡田久俊君） 川村保健福祉課長。

保健福祉課長（川村慶輔君） 私の方から美土里ハイツの介護サービスについてお答えをしたいと思います。ただいま支所長の方からお話がありましたのは入所施設の利用ということでありますけれども、そのほかに朝日福祉会として介護サービス事業として実施しておりますのはデイサービス事業、日20人を限度とする受け入れ態勢をとっているところであります。そのほかにホームヘルプサービス事業を実施しているというような状況になっております。

議長（岡田久俊君） 城守総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） 先ほどの質問で、今後の経営状況について行政がどうかかわっていくのかというようなことで答弁を申し忘れておりましたので。当然法人からは道の方に毎年決算書が上がってきます。これは行政を通じて上がって行くということになりますけれども、その中で十分チェックする部分と、それから日ごろからですね、経営状況についても、やはり福祉の担当の者が十分に社会福祉法人の経営状況を把握するという中で、今日までもこういった形で目立った赤字というかそういう形にならない中で推移してきておりますので、今後も十分福祉と連携をとりながらそういった経営状況についてはチェックをしてまいりたいというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 30人規模でも一定の収益を上げているということだけでも、市の職員から見ると、相当給与では差があるというふうに思うのだけれども、この点いかがかということ、それから介護サービスなどは土別の特別会計、これなどは新たな繰り出し含めてですよ、今の借金が7,000万円ほど償還しているけれども、この償還している借金は除いても、6,000万円以上の赤字を出しているわけですね。介護保険でやれない。これぐらいやはり介護サービスの関係では赤字を出しているのだけれども、それは一般会計から全部出す。ところがこの美土里ハイツは市からの助成は一つもない。介護保険の中で経営をやっていらっしゃって、なおかつ収益を上げる。それから20床増えることによってそれ以上に収益も上がるという試算も今されているようなのだけれども、職員の給与の関係を答えていただきたいと思うけれども、こういう格差がどこから生まれるのかということ、それから介護サービスなども、美土里ハイツで独自に、朝日福祉会がやっているということだけれども、そうすると福祉会というのは、介護保険の適用はそこになって、朝日福祉会に事業を委託してやっていらっしゃるのか、この点お聞かせください。

議長（岡田久俊君） 城守支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） お答えをいたします。

まず公営でやるのと福祉法人でやるのと、どういう違いがというか、福祉法人でやるとなぜ収益があがるのかという部分なのですが、実際に職員の給与、公務員の給与と比較した資料がございませんので、ただ一般的に思われますのは、うちの福祉法人に勤める介護職員、これは女性の方が多いわけなのですけれども、やはり結婚適齢期になりますと職場をやめるという中やら、勤めている方につきましても新しい職場を求めていくといった中で、非常に入れかわりが多いという状況になっております。これが多いことがいいことなのかどうなのかという部分については若干問題ある部分もあるかとは思いますが、平均勤務年数が短いという中でですね、職員の給与が比較的安くおさまっているのが経費的に少なくなっている状況かなというふうに押さえています。

それから、経営の関係なのですけれども、設置の段階からうちの場合は朝日福祉会、社会福

社法人がやっておりますけれども、自主的に建物を建てる時に、行政側の補助金、それから船舶振興会の補助金、あと足りない部分は医療財団からお借りをしたという中でですね、中身的には法人が実際的に建物の建築からやっております。ただ、財政的な部分でいきますと、そういった建築にかかわっては行政の方から補助金を出すといった形の中で建物自体は基本的にほとんどが補助金の中で建てられたというようなことでございますので、形的には建築から運営まで法人が当初から行っているということでございます。運営補助金は補助から出した経緯はございません。ただ、全体的に、政策的にはショートステイの福祉政策的なものとか、生きがいサービスとか、制度的な部分での支援というのでしょうか、そういった形ではとってきてございますが、運営費に対する補助金ということは今まで出した経緯がございません。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） それでですね、今200万円の基本設計やるのだけれども、今度はまた実施設計とこうなるわけですね。そうなりますと、例えば基本設計を入札をしてやると思うのだけれども、やって、実施設計まで基本設計をやった業者が実施設計をやるというようなことまで当初で頭に入れてやっていかれるのかどうか。そういうのは基本設計は齊藤設計だけれども、実施設計は遠山設計だというようなことでやりますと、単価が高くなったりとかいう場合もあると思うのだけれども、これは入札に付すのは美土里ハイツ法人がするんだと思うのですよね。市が入札にけるわけではないと思うのだけれども、この点はどういうふうにお考えになっているのかということと、基本設計をやって、これ今来年度予算に向けて道に申請を上げていく、そのための基本設計かと思うのだけれども、これからの手順、これらについて申請までの段階の手順について、もう一回明確にお答えください。

議長（岡田久俊君） 城守支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） お答えをいたします。

今回基本設計の部分についての補正予算を組ませていただきましたけれども、本来的な基本設計、実施設計というのはやはり一体的にやった方が安上がりというような部分があるかと思えます。ただ、一遍にやったときにですね、事業採択の問題だとか、おくれたりだとか、採択にならなかったときの危険性もあるということもありまして、それからもう一つ、事業採択の前年までの費用が、設計費については前年分まで起債の対象になるというか、そういった観点もございまして、今回、基本設計と実施設計を分けさせていただきました。スケジュール的には今回の基本設計に基づきました概算事業費、それから姿図等ができ上がりますので、年が明けました2月に上川支庁のヒアリングが予定されております。19年度6月にですね、本ヒアリング、道の査定が予定されております。それによりまして、20年度本体工事、21年の4月から供用を開始したいというようなことで、今スケジュール的に立てているところでございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 6月の一般質問でも申し上げましたけれども、ぜひ、市でも大きくかか

わってですね、向こうにある木をいいかげん使うとか、そういう工夫もしながら増床計画をスムーズにやっていく、そういう工夫などももっともって入れてですね、やっていくべきだと、そういうことにしたいと答弁しておりましたけれども、そういうことなども市の建設部の段階なども相当入って協議をされることになるのかどうか、この点はいかがなのですか。

議長（岡田久俊君） 城守支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） 6月の段階でも特徴ある施設づくりということでお答えをいたしておりますけれども、これまで事務的な部分が多かったということもございまして、福祉会との協議につきましてはほとんどが準担当者レベルの協議が多かったのが現状でございます。ただ、これから実際に設計それから事業実施というような段階に入ってまいりますので、これから事務担当者並びに建築技師の協力を得ながら全面的な事務的な部分、技術的な部分を含めて福祉会の方と協議しながらですね、入居者が満足できるような施設づくりを目指して体制をとってまいりたいというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） もう1点、商工費の関係で質問しておきたいのだけれども、企業立地促進条例の関係で北海道農材工業に対する1,000万円の補正予算なのだけれども、債務負担行為を見ると、まだ1,500万円、だから2,500万円のいわば補助を出すことだと思うのだけれども、これは最高限度額ですよ、だから北海道農材がどのような工事、相当大きな額の工事をやられて工場を建てられたと思うのだけれども、やられて、それからそれらに対して今後雇用などはどの程度増えるのか。雇用が増えるというふうになりますと、今度はまた雇用奨励金なども出すということになっていくのかどうか、ここら辺も含めて、相当な設備投資を行ったと考えられるのだけれども、その概要と雇用の問題について、この際承っておきたいと思うのです。

議長（岡田久俊君） 織田商工労働観光課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） この農材工業株式会社の企業立地条例に基づきます今回の造粒工場のご覧でございますけれども、まず造粒工場の製品はどのようなものかと申しますと、これまでは農業用の炭カル肥料が主力製品なのですけれども、これまでは粉状の製品であったものを農業者の作業ニーズにこたえまして、粒状、要するに作業がしやすいとか体が汚れないということで、この工場をつくったわけでありまして、この工場の設備、いろいろ特殊な設備もございまして、それから建物もあわせまして投資額全体では、約3億2,800万円ほどになります。それで、ただいま補助金のことでもございましたけれども、それに対して助成率が1割でございますので、さらに限度額が2,500万円ということで、この1割は限度額を超えますので総額で2,500万円ということでございます。初年目ですから3年で分けますので、今年は1,000万円の補助、これに伴います今後のこの工場の増設に伴って、その雇用、労働者数につきましては、新たに6人雇用が増える、そういう状況でございます。

それから2,500万円の3年間の交付の方法でございますけれども、これは初年目が全体補助金の4割で、今年が1,000万円、さらに19年度、20年度はそれぞれ同額の750万円、合わせて3

年間で2,500万円を交付するという補助の内容でございます。

それから、雇用奨励金につきましては、6名ですので、1人30万円という補助の額でございます。これはですね、操業後1年が経過をしてから来年になりますけれども、30万円掛ける6人で180万円を補助する予定となっております。

議長（岡田久俊君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君） ちょっと雇用の関係で補足いたしますけれども、当初ですね、第1回目では17名の方が雇用されておりました。今回、今商工課長の方から説明したとおり、6名が企業立地の該当になって、23人この事業で雇用者が増えております。そのうち参考までに士別に在住の方が20名という方で、今家族含めまして40人の方々がこの企業立地に基づいて今回入ってきているということでございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号、議案第93号及び議案第94号の3案件は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第9、議案第95号 平成18年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第95号 平成18年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、その内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、市町村が共同で実施している高額な医療費に対する再保険事業制度の改正によるものでありまして、歳出予算に追加いたしますのは、現行の高額医療費共同事業において交付対象となる額が引き上げられたこと及び国保連合会が過去3年間の医療費から再推計した額に基づき、高額医療費拠出金として1,002万2,000円を追加計上するとともに、本年10月から医療制度改革の一環として市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、市町村国保の拠出金によって国保連合会が運営し、レセプト1件当たり30万円を超える医療費に応じて交付金を交付する保険財政共同安定化事業が創設されたことから、これに係る拠出金として1億4,285万3,000円を計上いたしましたところであります。なお、これらに要する財源としては、国道支出金及び共同事業交付金をもって収支の均衡を図った次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第10、議案第96号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第96号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、その内容を御説明申し上げます。

今回の補正は個別排水処理施設整備事業で、新築等に伴い浄化槽設置基数の増設が生じたことから、2基分の設置工事費として240万円を追加計上し、地方債及び受益者負担金をもって収支の均衡を図るとともに、地方債の補正につきましては歳出予算との関連から所要の措置を講じるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。菅原清一郎議員。

19番(菅原清一郎君) ちょっとこの機会にお聞かせいただきたいのですが、個別排水処理施設事業にかかわる全体の計画戸数と達成度についてお聞かせいただきたいと思います。

議長(岡田久俊君) 佐々木上下水道課長。

上下水道課長(佐々木辰彦君) お答えいたします。

旧士別市の個別排水処理施設整備事業ということでお話をさせていただきたいのですが、この事業は平成7年度から10カ年計画ということで事業を実施してまいりました。内容につきましてはですね、公共下水道と集落排水の区域外に主に農村地区ということを対象に実施をしてきました。

この事業の着手前の対象戸数については、1,325戸が対象というふうになっておりました。その中でですね、設置希望の戸数が863戸ということで事業を進めてきました。この事業の経過の中にはですね、農家経営者の高齢化あるいは担い手不足ということで希望を取りやめるようなことがございまして、平成14年度の31基ということでおおむね希望の戸数がですね、一段落をしたことで、その時点ではですね、約7割の実施が終わったという状況でございます。今後、広報等を通じてですね、希望の取りまとめをしましてですね、今後、新築改築含めて五、六件程度の希望が出てくるのかなということでですね、今後も継続して設置を進めていきたいというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明6日から11日までの6日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、明6日から11日までの6日間は休会と決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、12日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午前11時56分散会）